

評議員・役員報酬等及び  
費用弁償に関する規程

社会福祉法人 東京リハビリ協会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京リハビリ協会（以下「法人」という。）の定款第8条、定款第10条第3項及び定款第21条に基づく評議員、役員報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

2 常勤理事に対しては、報酬、通勤手当を支給し、金額は次の通りとする。ただし、法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は別表第2に定める1人当たりの月額範囲内とする。
- (2) 常勤理事の報酬については勤務実態に即して支給することとし、理事の地位にあることのみによって、支給しない。
- (3) 常勤理事の報酬は、個人の役割、職務内容、役職、在職年数等を総合的に勘案・評価し、別表5理事報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。
- (4) 通勤手当の額は、職員給与規程による。
- (5) コロナ禍の影響により、経営を立て直すまでの間（およそ1～2年）に選任された業務執行理事の報酬については無報酬とする。但し、理事会等の出席の都度、別表3に基づき支給する。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表3に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 法人は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、理事が職務のために出張する場合は、別表4旅費に基づき算出されるものとする。なお、職員を兼務する理事の出張については、職員の旅

費規程に基づき支給する。

- 3 旅費の加算 特別の事情により前項の規程及び別表4旅費の額を超過する場合は、その事情を考慮し、理事長の専決事項として処理することができる。
- 4 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は平成29年6月22日より施行する。

1. この規程は令和4年3月31日一部改正し、令和4年4月1日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年間総額(1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	5,000+源泉徴収相当額	71,400	500,000

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額上限額(1人当たり)	報酬年間上限額(1人当たり)
役員(理事長)	1,000,000	12,000,000
役員(常務)	833,333	10,000,000
役員(常任)	666,666	8,000,000

別表3 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年間総額(1人当たり)	年間総額(合計)
理事	5,000+源泉徴収相当額	75,000	300,000
監事	5,000+源泉徴収相当額	75,000	150,000

別表4 旅費

		理事長	常務理事 業務執行理事	理事 監事	評議員
運賃	鉄道賃	(40km未満)普通料金の実費額(グリーン車可) (40km以上)特急料金の実費額(グリーン車可)			
	船賃	実費額(特等可)			
	航空賃	実費額			
日当		一律6,000円			
宿泊料		一律13,000円			
その他		車代は実費額(ガソリン代)			

- ①日当は日数、宿泊料は夜数に応じて支給する。  
 ②日当を支給した場合は、食費は支給しない。  
 ③日当には協会への電話料も含まれるものとする。  
 ④日当は、海外においても同額を支給する。  
 ⑤宿泊料は、海外出張について理事長が出張先・為替レートの事情を考慮し、20,000円を限度として支給することができる。

別表5 理事報酬表

号俸	支給基準額		号俸	支給基準額	
1号俸	月額	300,000円	16号俸	月額	675,000円
2号俸	月額	325,000円	17号俸	月額	700,000円
3号俸	月額	350,000円	18号俸	月額	725,000円
4号俸	月額	375,000円	19号俸	月額	750,000円
5号俸	月額	400,000円	20号俸	月額	775,000円
6号俸	月額	425,000円	21号俸	月額	800,000円
7号俸	月額	450,000円	22号俸	月額	825,000円
8号俸	月額	475,000円	23号俸	月額	850,000円
9号俸	月額	500,000円	24号俸	月額	875,000円
10号俸	月額	525,000円	25号俸	月額	900,000円
11号俸	月額	550,000円	26号俸	月額	925,000円
12号俸	月額	575,000円	27号俸	月額	950,000円
13号俸	月額	600,000円	28号俸	月額	975,000円
14号俸	月額	625,000円	29号俸	月額	1,000,000円
15号俸	月額	650,000円			